

（速度計）

第72条 平成18年12月31日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第65条の2の規定並びに細目告示第253条、第269条及び第285条の規定にかかわらず、次の基準に適合する速度計を備えていればよい。

- 一 速度計は、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。
 - 二 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度35キロメートル毎時以上（最高速度が35キロメートル毎時未満の自動車にあつては、その最高速度）において、正15パーセント、負10パーセント以下であること。
 - 三 アナログ式速度計の指示針の振れは、前号に掲げる状態において、正負3キロメートル毎時以下であること。
 - 四 デジタル式速度計（一定間隔をもって断続的に速度を表示する速度計をいう。）の表示の単位は、2.5キロメートル毎時以下とする。ただし、20キロメートル毎時未満の速度を示す場合にあつては、この限りでない。
 - 五 速度計は、照明装置を備えたもの、自発光式のもの又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであつて、運転者を幻惑させないものであること。
- 2 昭和35年3月31日以前に製作された第一種原動機付自転車については、保安基準第65条の2の規定並びに細目告示第253条、第269条及び第285条の規定は、適用しない。
- 3 昭和35年3月31日以前に製作された第二種原動機付自転車については、第1項第1号、第4号及び第5号の規定は適用しない。